



4月13日 全町民海岸クリーン大作戦に多くの方々のご参加をいただきました。

寿都湾

の 議会だより

No. 161 平成26年5月
発行／寿都町議会
編集／広報編集委員会

寿都町字渡島町140-1（議会事務局）
TEL 0136-62-2511 / FAX 0136-62-3431

平成26年 第1回定例会

平成26年第1回定例会は、3月4日招集され、会期を17日までの14日間と定め、開会初日の4日は、町長の「町政執行方針」、教育長の「教育行政執行方針」が行われた後、新年度予算を除く議案等31件（諮問1件、意見案1件、専決処分の承認2件、条例の制定4件、条例の一部改正11件、規約の変更2件、単行議案4件、平成25年度各会計補正予算6件）を審議し延会しました。

10日は平成26年度各会計予算7件の提案理由の説明を受け、議員全員による予算特別委員会（委員長＝中里議員、副委員長＝木村真

は、3月4日招集され、会期を17日までの14日間と定め、開会初日の4日は、町長の「町政執行方針」、教育長の「教育行政執行方針」が行われた後、新年度予算を除く議案等31件（諮問1件、意見案1件、専決処分の承認2件、条例の制定4件、条例の一部改正11件、規約の変更2件、単行議案4件、平成25年度各会計補正予算6件）を審議し延会しました。

11日及び12日に予算特別委員会を開催。付託された平成26年度各会計予算7件の審議の結果、いずれも可決するものと決定し、特別委員会を開会しました。

13日に本会議を再開し、予算特別委員会での審査についての委員長報告の後、新年度各会計予算7件を原案のとおり可決し、全日程を終了して閉会しました。

新年度予算の重要施策及び予算概要については、広報寿都4月号をご覧ください。

審議した案件

人事案件

◆人権擁護委員の候補者の推薦
人権擁護委員の候補者に金子さんを新たに推薦することに対し、全員賛成で適任としました。

・人権擁護委員候補者
金子 雄一さん(新栄町)

専決処分の承認

◆平成25年度一般会計補正予算(第7号)・原案可決
予算総額に 2千900万円を追加し、総額を48億9千836万9千円としました。

●補正の内容
・町道等の排雪業務委託料 2千900万円増

条例の制定

◆平成25年度一般会計補正予算(第8号)・原案可決
予算総額に 126万円を追加し、総額を48億9千962万9千円としました。

●補正の内容
・寿都温泉ポンプ室圧縮空気配管改修工事 126万円増

◆地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定・・・原案可決
地域主権改革一括法の施行に伴い、青少年問題協議会委員、社会教育委員について、その資格要件等を市町村条例で定めることとなつたため制定しました。

◆寿都町青少年研修会館設置及び管理に関する条例の制定・・・原案可決
青少年の健全育成等を目的に、新栄町に建築した寿都町青少年研修会館の設置及び管理に関して条例で定められました。

◆寿都町子ども子育て会議条例の制定・・・原案可決
平成26年度に策定する「市町村子ども子育て支援事業計画」の策定や計画の推進に関して、子育て当事者等の意見を反映させる

ため「寿都町子ども・子育て会議」を設置するために制定しました。

◆**寿都町住宅建築等促進支援条例の制定・原案可決**

本町で働く若者の新たな住宅を確保する政策として、民間住宅の建築等の促進を支援するため、助成制度を新たに決めました。

(1) **自家住宅建築奨励事業**
自家住宅を建築又は購入する者

(2) **自家住宅取得奨励事業**
中古住宅を取得する者

(3) **賃貸共同住宅建築奨励事業**
賃貸共同住宅を新築する法人又は個人

条例の改正

◆**議会の議員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正・原案可決**
(賛成6：反対1)

◆**特別職の給与額及び旅費額並びにその支給方法に関する条例の一部改正**
.....原案可決
(賛成6：反対1)

平成15年度から独自に抑制してきた議会議員や特別職(教育長を含む)の期末手当支給率を、職員の例にならって改められました。

期末手当の支給額は、期末手当基礎額に支給率を乗じて算定されます。

期末手当基礎額は、報酬月額又は、給料月額に現行の「100分の110」を乗じて得た額を、改正後は「100分の115」を乗じて得た額と改められました。

支給率は、年間3.5月分を、3.95月分の支給となるものです。

◆**委員等の報酬及び費用弁償条例の一部改正**
.....原案可決

寿都町子ども・子育て会議及び寿都町学校運営協議会が新たに設置されることに伴い、それぞれを構成する委員の名称及び報酬を定めました。

◆**寿都町奨学金条例の一部改正**
.....原案可決

町内における保健師、看護師等を確保する目的で、寿都町奨学金条例に保健師、看護師等の規定を設けておりましたが、すでに「寿都町医療従事者等奨学金貸付条例」が整備され、その目的も解消されたことから、条例を改正しました。

◆**寿都町地区会館設置条例の一部改正**
.....原案可決

新たに建築した新栄町96番地1の新栄会館を追加改正しました。

◆**寿都町民プール設置管理条例の一部改正**
.....原案可決

町民プールの利用拡大を図り、町民の健康づくりに役立つことや効率的な運営を図ることを目的として、使用料については無料に改正しました。

◆**寿都町立寿都保育園条例の一部改正**
.....原案可決

現行条例の規定では、3歳未満児の定義を「保育を実施した日の属する月の初日」を基準としていたものを、「保育の実施がとられた年度の初日の前日」と改正しました。これにより3月31日現在で、3歳児と3歳未満児とに区分けすることになりました。

◆**寿都町地域自立支援協議会設置条例の一部改正**
.....原案可決

障害者総合支援法の施行に伴い、協議会の設置規定と組織する委員構成の見直しのため改正しました。

◆**寿都町簡易水道事業給水条例の一部改正**
.....原案可決
(賛成5：反対2)

◆**寿都町公共下水道条例の一部改正**
.....原案可決
(賛成5：反対2)

◆**寿都町合併処理浄化槽整備条例の一部改正**
.....原案可決
(賛成5：反対2)

消費税率の引上げに伴い、使用料を改正しました。
※一般家庭用の場合

○基本料 1千520円が
1千560円に改正
○超過料(1mにつき)
190円が195円に改正

ただし水道料は、軽減の特例措置により、平成28年3月31日まで基本料は、1千円減額の560円です。

規約の変更

◆**北海道市町村職員退職手当組合規約の一部変更**
.....原案可決

退職手当組合を組織している一部組合が解散し脱退するため、規約を変更しました。

◆**脱退団体名Ⅱ「上川中部消防組合」、「伊達・壮瞥学校給食組合」**
.....原案可決

◆**南後志地区障害程度区分認定審査会共同設置規約の一部変更**
.....原案可決

障害者総合支援法の施行に伴い、規約の文言を変更しました。

単行議案

◆**公の施設の指定管理者の指定**
.....原案可決

新たに整備しました「寿都町青少年研修会館」の管理運営について、指定管理者として株式会社寿都振興公社を指定しました。
(平成26年4月1日から平成29年3月31日までの3年

間)
◆**町道路線の認定**
.....原案可決

新設の町道路線を、道路法に基づき認定しました。
○矢追新通り線
(起点 吉田フジエ宅横
終点 イエローグロウ
ブ前)延長500m

平成26年から平成27年に
◆**寿都町の区域内に新たに生じた土地の確認**
.....原案可決

◆**寿都町の字の区域の変更**
.....原案可決

第3種寿都漁港整備に伴う公有水面埋立工事により、新たに生じた土地の確認と編入する区域を大磯町にするものです。

補正予算

◆**平成25年度寿都町一般会計補正予算(第9号)**
.....原案可決

予算総額に1億7千723万1千円を追加し、総額を50億7千686万円としました。

●補正の主なもの
○総務費(減債管理基金積立金他2件の積立金増額ほか) 7千189万1千円増
○民生費(国民健康保険事業特別会計繰出金の増額ほか) 2千268万9千円減

○衛生費(南部後志衛生施設組合負担金の増額ほか) 114万1千円増
○農林水産業費(林道専用道開設工事の減額ほか) 1千243万8千円減

○土木費(浜中道路線改良工事の減額ほか) 802万2千円減
○教育費(体育館建設工事の増額ほか) 1億5千34万8千円増

○公債費(町債借入利子の利率確定に伴う減額ほか) 300万円減
◆**平成25年度寿都町国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)**
.....原案可決
(賛成7：反対0)

予算総額に112万円を追加し、総額を5億2千705万2千円としました。

●補正の主なもの
○総務費(国民健康保険システム改修費ほか) 36万4千円増
○保険給付費(一般被保険者高額療養費の増額ほか) 354万円増

○共同事業拠出金(高額医療費共同事業拠出金、保険財政共同安定化事業拠出金の減額) 278万4千円減
◆**平成25年度寿都町介護保険事業特別会計補正予算(第2号)**
.....原案可決

予算総額に556万2千円を

追加し、総額を4億2千750万2千円としました。

●補正の主なもの

○保険給付費（施設介護サービス費の増額ほか）

531万円増

◆平成25年度寿都町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）・・・原案可決

予算総額に55万円を追加し、総額を1億6千225万円としました。

●補正の主なもの

・総務費（各水道施設の電気料の増額） 55万円増

◆平成25年度寿都町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）・・・原案可決

予算総額に35万3千円を

追加し、総額を2億7千165万3千円としました。

●補正の主なもの

・総務費（上下水道管理システム改修費の増額）

35万3千円増

◆平成25年度寿都町風力発電事業特別会計補正予算（第1号）・・・原案可決

予算総額に2千798万3千円を追加し、総額を5億8千798万3千円としました。

●補正の主なもの

○電気事業費（風力発電事業の消費税ほか）

201万7千円減

・諸支出金（一般会計繰出金） 3千万円増

意見書可決 関係大臣等へ送付

1件の意見書を可決し、関係省庁へ提出しました。なお、紙面の都合で内容を要約して掲載します。

◆手話言語法の制定を求める意見書

手話とは、日本語を音声ではなく手や指、体などの動きや顔の表情を使う独自の語彙や文法体系をもつ言語のことを指します。手話を使う者にとって、聞こえる人たちの音声言語と

同様に、情報獲得とコミュニケーションの手段として大切に守られてきました。平成18年12月に採択された国連の障害者権利条約には「手話は言語」であることが明記されています。

障害者権利条約の批准に向けて日本政府は国内法の整備を進め、平成23年8月に成立した「改正障害者基本法」では「全て障害者は、可能な限り、言語（手話を含む）その他の意思疎通のための手段についての選

択の機会が確保される」と定められました。また、同法第22条では、国・地方公共団体に対して情報保障施策を義務づけており、手話が音声言語と対等な言語であることを広く国民に広め、きこえない子どもが手話を身につけ、手話で学べ、自由に手話が使え、更には手話を言語として普及、研究することのできる環境整備に向けた法整備を国として実現することが必要であると考えられます。平成25年12月には我が国においても、障害者権利

条約が批准されました。よって、寿都町議会は、政府と国会が次の事項を講ずるよう強く求めるものです。

手話が音声言語と対等な言語であることを広く国民に広め、きこえない子どもが手話を身につけ、手話で学べ、自由に手話が使え、更には手話を言語として普及、研究することのできる環境整備を目的とした「手話言語法（仮称）」を制定すること。

（提出先）内閣総理大臣

ここが聞きたい

一般質問

第1回定例会での一般質問では2名の方から2項目について質問がありました。

越前谷由樹 議員

防災 脱原発と泊原発再稼働について



■質問

東日本大震災・東京電力福島第一原発事故から明日で3年が経とうとしています。

す。しかし連日の報道で、未だに放射能汚染が福島の人を苦しめ続け、約14万人の福島県民が、ふるさとでの暮らしが出来ない状態

となっております。

原発はいったん事故を起こしたら、そこに住む私たちの生活もいっぺんに吹き飛ばしてしまい、取り返しの付かない被害をもたらします。福島原発事故は、私たちに原発の怖さを教え、私たちが生活する上での教訓としなければならぬと思います。

さて、わが町寿都は自然に恵まれ、寿都湾の新鮮な魚介類等、海の幸の恵みを受け、歩み続けています。言うまでもなく産業の主は漁業であり、このことは昔も今もこれからも変わらな

いだろうし、変えてはいけ

ないと思います。福島のような海にしてはいけない。寿都湾を同じくして対岸に見える泊原発にもし事故が起きれば、福島のような大事故でなくとも、放射能汚染が少しでも海に拡がれば新鮮な海の幸は汚され、その風評は瞬く間に広がり、漁業はもとより町の将来に大打撃となることは必至であります。

しかしながら、国は経済優先を柱にエネルギー基本計画を作成し、原発維持・再稼働を進めています。あたかも、原子力規制委員会の規制基準をクリアすれば

安全であるかのような再稼働ありきの方向にあります。原子力規制委員会の島崎委員長代理は「規制の基準は安全基準ではない」と言っています。福島原発事故は、まだ終息しておりません。汚染水の問題等いつ解決できるのか、はたまた解決できないのか、もしかすると何十年何百年までこの状態が続くのかわかりません。こうした状況の中、原発問題、泊原発再稼働は寿都湾を働く場とする漁師の皆さんだけでなく、町の将来を左右する大変重要な問題であると思います。

町長は原発問題については「国の見解に従う」「国の考えに任せる」と言うように聞こえてくるのでありますが、自治体としての考え方、寿都の考え方をはっきり打ち出すべきではないかと思えます。

1. 明日の3月11日の震災の日を前に、国の意向に関係なく、寿都の海を守るということを前提に、原発問題に関する町長の真意をお聞きします。

2. 北電は泊原発が再稼働できないことを理由に、電気料金の値上げを昨年引き続き行おうとしています。この再値上げについて

町長の見解をお聞きします。

この2年間、冬の2シーズンでありますが、なんとか電力供給は原発なしでやりくりしてまいりました。原発なしで電力供給がクリアできるということが判明したわけであります。

●町長

1点目の、国の意向に係らず、原発問題に関する真意についてであります。東京電力福島第一原子力発電所事故から3年を経過しようとしておりますが、福島の被災地域の復興への歩みは遅く、福島第一発電所サイトでは、汚染水漏洩問題への対応に追われるなど、未だ14万人の避難住民が帰還できない状況が続いております。

一方で、新規制基準に基づいた原子力発電所の審査が順次進められておりますが、原子力発電所が再稼働しないことで火力発電の稼働が増え、我が国の経済社会や、環境問題に大きな影響を及ぼしています。日本はほとんどのエネルギー源を海外からの輸入に依存しており、原子力発電所が停止した結果、エネルギー自給率は、震災前の19.9%から

6.0%まで落ち込み、依然として脆弱なエネルギー供給構造を抱えると共に、化石燃料の輸入増加の影響等から、貿易収支は大幅な赤字に転じ、マクロ経済上の問題となつているのも事実であります。



自然に恵まれた寿都湾

私は、本町の基幹産業である漁業の源・寿都湾は、重要且つ、かけがえのない貴重な財産であるという認識は不変のものであります。しかし、その思いと日本のエネルギー事情を背景とする原発問題は相容れないものがあり、原発依存を可能な限り低減し、一刻も早く安定供給、最小の経済負担と環境適合性のバランスが確保されたエネルギー政策の実現に向け、国が前面に立つてその役割を果たすことが急務であると認識

しております。

また原子力発電所は何よりも安全性の確保が最優先であり、泊発電所の安全対策について、新たな規制基準を満たすことはもとより、事業者の責務として、原子力施設の安全向上に資する不断の取り組みを行っていくべきものと考えております。

2点目の電気料金の再値上げに関して、北電の説明では、当初3基すべての再稼働を前提としていた泊発電所停止の長期化により、代替えの火力発電の燃料費と他社からの電力購入費が膨らみ続け、財務状況が急速に悪化していることを理由に挙げております。

北電においては、一昨年に泊発電所が停止して以降、火力発電所のフル稼働や道民や企業による節電、更には大口需要化による協力などを通じ、需給ひっ迫という事態は何とか回避してきているところでありますが、再値上げが行われるとした場合、4月からの消費税増税も加わり、家計や企業経営、更には道内の経済、産業に大きな影響を及ぼすことが懸念される状況であります。

こうしたことから、北電

においては、更なる経営の合理化・効率化へ最大限の努力による電力の安定供給体制の構築が不可欠であり、慎重な経営判断が極めて重要であると考えます。

■再質問

見解を新たに、別の面から町長にお聞きします。

函館市の関係であります。大間町で建設中の大間原発について、建設中止のための差止め訴訟を4月に起こすと聞いています。

海を同じくした対岸ということでは、寿都も同じ環境条件ではないかと思えます。私はこの訴訟は、新聞上であります。自治体存立の危機を提起すると共に、住民そして世論を動かす手段になり得ると思えます。

町長はこれからの町づくりの中で、水産業・観光に力を入れたいと言っています。また、あたかも函館市は原発訴訟の中で、原発は水産業・観光に壊滅的な被害をもたらすとしています。

私は将来を見据えた時、基本的な町のクリーンなイメージ、そして町のスタンスを間違えてはならないと思いますが、町民を代表す

町長に、原発が将来町に与える影響を考えた中で、再度見解をお聞きします。

2点目の北電の電気料金値上げですが、私は、再生エネルギー・自然エネルギーを開発するための値上げであれば、仕方ないと思っております。しかし、今回の泊原発を再稼働できないという理由、それをもとに昨年引き続き再値上げすることについては、反対であります。

これら再生エネルギーとの関連で、町長にお聞きします。

●町長

函館の状況については、私も新聞等でしか知り得ておりませんが、その新聞の内容を見ますと、30km圏内への説明ということ

で、函館市の方に説明がないという、ここをしっかりと見据えた中にやるには、こういう訴訟しかあり得ないという内容の記事だったと記憶してございます。この点につきましては、先程もお話したように、国のエネルギー政策という中でいろいろ賛否両論ございますけれども、その中で私は判断していくべきだと考えております。

また、電気料金の関係であります。これも全体的なエネルギー政策の中で、国はこの再生可能エネルギーの普及についても努力をしていくという方針を打ち出しておりますけれども、その内容についても具体的な内容はまだ明記されておられません。今喫緊の経営状況の関係を聞いた中では、かなり北電の経営状況も悪化しているというのも事実でございますので、その点につきましても先程答えた通り、今のできる最大限の努力で、北電にはしっかりと経営をしていっていただきたいと考えてございます。

■再々質問

私は原発問題、特に脱原発・泊原発の再稼働については、住民の意思を尊重すべきと思えます。

先日の新聞ですが、金森徳次郎という方の言葉が大変印象に残っています。憲法解釈での言葉でしたが、一部を読ませていただきました。「憲法を解釈せんとする人々は、国民の総意によつて解釈する態度を取るべきものであつて、自分の特有な考え方を引きつけて結論を作るべきではない」

ということですが。

原発問題は重要問題であり、住民の総意により、住民の総意により、自分の特有の考え方を押し付けるべきではないと思います。ですから町長自身の判断というより、住民のアンケートを参考にしたリ、何らかの住民の意見を集約したもので、こうした手続きから判断した方がいいのではないかと思います。要するに町長が重要問題を背負うというより、町民に問題を提起し、明確な判断を仰ぐという方向付けが必要ではないかと思いますが、町長の考えをお聞きします。

●町長

この原発問題については今始まった問題ではなく、過去原発がスタートする中、国の政策、いろいろな議論で原発を取り入れるべきだという中で、3年前にああいう不幸な事故がございましたけれども。

幸坂 順子 議員

生活 引き上げられた設計労務単価を建設労働者の賃上げに



■質問

国土交通省は2013年

度、それまで10年以上下がり続けていた公共工事設計労務単価を大幅に引き上げ

私はやはり、これはもう一回原点に帰って、大いに議論をした中で取り進めるべきだという認識はしておりますけれども、果たしてこれを地域住民の意思、全国30km圏内云々を関係なくして、みんなで議論する

とが必要なのか、また反対してやめるということもひとつの判断かもしれないけれども、そう言ったときに、先程もお話した通り、かなり日本のエネルギーというのは外国から輸入しなければならぬ。今、アベノミクスが成功していくかしていかないかというのは、これからいろいろありますけれども、日本経済が成り立たなくなつた、皆さんの生活が全然できなくなるといふ部分も秘めておりますので、これはいちエネルギーの部分だけではなくて日本経済も含めて、私は議論をした中で方向性を見出していくべきものだと考えております。

ました。北海道では、51種平均17.5%の引上げです。社会保険未加入など福利厚生面での労働条件の悪さからくる建設労働者不足が深刻になっていきます。とりわけ若い世代の入職が大きく減少し、技術の継承が困難になっていくことから、社会保険本人負担相当額が上乗せされたためです。また、事業主が負担する社会保険料などの経費を含む建設労働者の雇用に伴い、必要な経費というのが参考表示されました。更に今年2月から、7.5%の引上げが行われます。

そこでまず1点目。労務単価の引上げが、町の発注する工事に反映されているでしょうか。

また2点目。今回の措置が建設労働者の賃金引上げや、社会保険加入に結びついていないか実態を把握し、そうならない場合は指導するべきと思いますが、いかがでしょうか。

●町長

農林水産省及び国土交通省が毎年10月に実施する、公共事業労務費調査に基づき、次年度の工事費の積算に用いるための設計労務単価が決定され、北海道及び

市町村においてもこの単価を準用することとしております。

この単価設定のポイント、近年の技術労働者の不足等に伴う労働市場の実勢単価を適切、迅速に反映するとともに、社会保険への加入徹底の観点から、必要な法定福利費相当額を反映して、近年大幅な引上げとなつております。本町としても発注する工事等の積算において、改定後の労務単価を適用しているところであります。

国・道は年1、2回各建設業事業者に対し、技術労働者の処遇等の実態調査を行つており、適切な水準の賃金支払、社会保険等への加入徹底、若年入職者の積極的な確保、ダンピング受注の排除、消費税の適切な支払い等を要請しているところであります。

本町といたしましても、道と同じ設計労務単価を用いていることから、今後関係機関と連携しながら、実態を十分把握したうえで、国及び道と同様な要請を行つてまいりたいと考えているところでございます。

●再質問

今年の改定ですけれど

も、普通作業の場合は1万2千700円から1万3千500円にアップしてあります。軽微な交通指導員、AとBがあるんですけども、軽微な指導員Bは8千300円から8千700円に引き上げられています。

今回も昨年引き続き、すべての職種で引き上げられております。更に建設労働者の雇用に伴い、必要な経費というのが参考表示されていますが、それを見ますと、普通作業員では労務単価は1万3千500円ですが、必要な経費を上乗せしますと1万9千円と表示されています。その経費も町の発注には反映されているでしょうか。

また、積算された労務単価を基に、賃金が適正に引き上げられているかを調査する必要があります。道庁が2009年7月から取っている方式があります。落札業者のあらかじめ支払う賃金の予定額を出させ、設計労務単価の90%を下回る場合は特別の調査対象にする、また、二次下請以下に対しても調査を行い、90%を下回っていた場合は、改善を要請するとなっております。その後、日本共産党の真下道議が道議会で質問

し、90%未満を100%未満と引き上げることで回答を得ています。

町もこの方式に沿って指導するべきと思いますが、いかがでしょうか。

先程もお答えした通り、国・道と連携しながら、設計労務単価が仕事をする方々に行き渡るように、町としても努力をして参りたいと考えてございます。

●町長

建設労働者の賃金は、昨年度単価が大幅にアップになつたにもかかわらず、賃金は多くは据置きか、アップしてもわずかと聞いております。

■幸坂議員

更に今年7.5%に引上げが行われます。町が発注する公共事業において、社会保険への加入状況、賃金が適正な価格で支払われているかを調査し、改善を求めることが重要だと思います。それは、税金が適正に使われているかということが問われる問題であると思えます。

以上、町に調査と適正に行われていない場合の改善の指導を求めて、私の質問を終わりたいと思います。

1 月

- 24日 民主党北海道 2014新春パーティ (札幌市 小西議長)
30日 全員協議会

2 月

- 4日～6日 南部後志町村議会正副議長会 中央要望活動 (東京都 小西議長、沢村副議長)
13日 例月出納検査 (木村親志監査委員)
16日 北海道議会議員 村田のりとし「新春の集い」 (洞爺湖町 小西議長)
18日 全員協議会
21日 寿都町国民健康保険運営協議会 (小西議長、中里総務常任委員長)
参議院議員 徳永エリ 新春の集い (札幌市 小西議長)
25日 議会運営委員会
(石澤委員長、木村親志副委員長、中里委員、沢村委員、幸坂委員、小西議長)
後志町村議会議長会 定期総会 (洞爺湖町 小西議長)
28日 南部後志衛生施設組合議会 第1回定例会 (小西議長、木村真男議員)

3 月

- 1日 寿都高等学校 卒業式 (小西議長)
6日 第36回寿都町スポーツ表彰式 (小西議長、他議員多数)
14日 寿都中学校卒業式 (小西議長、他議員多数)
15日 寿都小学校卒業式 (小西議長、他議員多数)
17日 潮路小学校卒業式 (小西議長、他議員多数)
24日 例月出納検査 (木村親志監査委員)
岩内・寿都地方消防組合議会 第1回定例会 (岩内町 石澤議員)
27日 寿都水産加工業協同組合 総会 (小西議長)
28日 後志教育研修センター組合議会 定例会 (俱知安町 越前谷議員)

4 月

- 2日 寿都町教育関係三者合同歓迎会 (小西議長)
7日 潮路小学校入学式 (小西議長、他議員多数)
寿都小学校入学式 (小西議長、他議員多数)
寿都中学校入学式 (小西議長、他議員多数)
8日 寿都高等学校入学式 (小西議長)



南部後志町村議会正副議長会 中央要望活動



第36回寿都町スポーツ表彰式